容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2 項第2号口に規定する主務大臣が定める率の一部を改正する告示案(業種 別特定容器利用事業者比率)

環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省

## 1. 改正の趣旨

容器包装リサイクル法第 11 条、第 12 条及び第 13 条は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者(以下「特定事業者」という。)に対して、毎年度、再商品化義務量の再商品化をすることを義務付けており、個々の特定事業者が再商品化義務量を算定するために必要な量、比率等の値については、主務大臣が省令及び告示において定めることとしている。

本告示(案)は、主務省庁において実施した容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査結果を踏まえ、平成19年度における再商品化義務量の算定に係る量、比率等の値を定めるものである。

## 2.改正の概要

平成 19 年度における業種別特定容器利用事業者比率(特定容器利用事業者が特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する業種ごとに、当該業種に属する事業において当該特定容器を用いた商品の当該年度における販売見込額の総額を、当該総額と製造等をされた当該特定容器であって当該業種に属する事業において用いられるものの当該年度における販売見込額の総額との合算額で除して得た率を基礎として主務大臣が定める率)を以下のように定める。 (平成 19 年 4 月 1 日施行)

W44	ナ	ガラス製容器		(一位: 70)
業種の区分	無色	茶色	その他	PETボトル
1.食料品製造業	94.70	98.85	97.26	89.82
2.清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	92.56	89.59	86.77	84.12
3.酒類製造業	94.31	94.93	96.17	92.41
4.油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5 . 医薬品製造業	99.53	95.59	99.39	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.94	97.54	99.22	
7.小売業				
8 . その他の事業	99.18	99.99	99.85	

清涼飲料製造業

(単位:%)

	紙製	プラスチック製
業種の区分	容器	容器
1.食料品製造業	96.35	95.83
2.清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	92.08	96.19
3.酒類製造業	96.06	99.01
4 .油脂加工製品・石鹸・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95.35	90.32
5.医薬品製造業	99.44	98.79
6.化粧品・歯磨その他の化粧用調整品製造業	99.08	95.19
7 . 小売業	98.98	99.16
8 . その他の事業	99.36	99.05